

報 道 発 表

平成30年2月23日
函 館 税 関

・不正薬物の密輸入を6件摘発、8件告発 ・偽造クレジットカードの摘発が過去最高

－平成29年の函館税関における関税法違反事件の概要－

函館税関は、平成29年の1年間に管内の空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物密輸入事犯

※ 不正薬物は、覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

〔摘発状況〕

・平成29年に摘発した関税法違反事件のうち、不正薬物事犯は6件で、大麻事犯が4件、麻薬事犯が2件であった。

➤ 摘発件数と押収量の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
摘 発 件 数	4	8	3	10	6
押 収 量 (g)	0	26,643	15	1,030	27
押 収 量 (錠・片)	13	162	—	—	—

※ 押収量は、小数点以下四捨五入。「0」は0.5g未満を示し、「—」は押収無しを示す。(以下同じ)

〔処分状況〕

・平成29年に告発した関税法違反事件のうち、不正薬物事犯は8件で、指定薬物事犯が4件、麻薬事犯が3件、大麻事犯が1件であった。

➤ 告発件数の推移

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
告 発 件 数	1	4	22	21	8

2. その他事犯

・偽造クレジットカードの密輸入事犯を4件摘発(押収量154枚)、過去最高を記録した。

(1) 大麻密輸入事犯

- ・大麻の摘発件数は4件で、押収量は約5g。
- ・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
摘 発 件 数	2	4	1	5	4
大 麻 草	2	3	1	3	2
大 麻 樹 脂	0	1	0	2	2
押 収 量 (g)	0	61	1	21	5
大 麻 草	0	1	1	2	4
大 麻 樹 脂	—	60	—	19	1

【事 例】 平成29年9月 千歳税関支署摘発



香港国際空港から新千歳空港に到着した香港人男性の携帯品検査において、

大麻草 約 3.33 g

を摘発した。

(2) 麻薬密輸入事犯

- ・麻薬の摘発件数は2件で、押収量は約22g。
- ・密輸形態は、全て航空機旅客によるものであった。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
摘 発 件 数	1	0(4)	0	1(2)	2
押 収 量 (g)	—	1	—	1	22
押 収 量(錠・片)	13	162	—	—	—

※ 摘発件数欄の括弧書きは、他の薬物事件において件数を計上していることを示す。

【事 例】 平成29年3月 函館税関摘発



天津浜海国際空港から函館空港に到着した中国人男性の携帯品検査において、携行リュックサックに収納したポーチに隠匿していた

麻薬であるコカ葉 20.1 g

を摘発した。

(3) 指定薬物密輸入事犯

・指定薬物の告発件数は4件で、密輸形態は国際郵便物3件
一般輸入貨物1件であった。

※指定薬物は、平成27年4月の関税法改正で「輸入してはならない貨物」に追加。

	平成28年	平成29年	前年比
摘 発 件 数	1	0	全減
押 収 量 (g)	5	-	全減
告 発 件 数	13	4	31%

【事 例】 平成29年6月 青森税関支署告発



英国から到着した航空小口急送貨物（SP
貨物）内に隠匿していた

**指定薬物である亜硝酸イソプロピルを
含有する液体 369.06 g**

を東京税関が摘発、青森税関支署が事件
引継ぎを受け、貨物の輸入者である日本人
男性を告発した。

(4) 商標権侵害物品密輸入事犯

【事 例】 平成29年2月 函館税関告発



中国から到着した国際スピード郵便物（EM
S）内に隠匿していた

商標権を侵害するゴルフクラブ 10 本
について、函館方面函館中央警察署から事
件通報を受け、郵便物の名宛人である日本
人男性を告発した。

(5) 偽造クレジットカード密輸入事犯

【事 例】 平成29年4月 千歳税関支署告発



クアラルンプール国際空港から新千歳空港
に到着したマレーシア人男性の携帯品検
査において、携行していたスーツケースに
収納していたカードケース及び財布内に隠
匿していた

偽造クレジットカード 54 枚
を摘発し、マレーシア人男性を告発した。

【問い合わせ先】

函館税関総務部税関広報広聴官

電話：0138-40-4218